



平成 30 年 8 月 2 日

各位

会社名 株式会社 TOKAI ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鵜田 勝彦
(コード番号 3167 東証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員 人事企画部担当 山田 潤一
(TEL. 054-273-4932)

「治療と仕事の両立支援制度」の新設について

当社グループは、健康経営の一環として平成 30 年 7 月より、がんにかかった社員が治療をしながら働き続けられるように、「治療と仕事の両立支援制度」を新設しました。

がん罹患者は全国でも増加傾向にあり、毎年およそ 85 万人が新たにがんにかかっていますが、その 3 分の 1 にあたる 26 万人が働く世代 (20~64 歳) ※¹といわれております。当社グループでは、既に治療のための保存休暇制度を導入しておりますが、社員が、安心して治療を受けながら働くことができる新制度の導入により、ストレスが削減され、社員の能力が最大限発揮されることになると考えております。

さらに、当社グループでは、従業員のがん罹患リスクを低減していくために、生活習慣改善とがん検診に力を入れております。具体的には、「禁煙プログラム強化」、「がん検診の受診奨励」、「女性特有疾患予防研修」、「ウォーキングラリー」などの施策を積極的に推進していきます。

※ 1 : 出典 : 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

【治療と仕事の両立支援制度の概要】

がんと診断された社員は、以下の制度を利用できる。

- 1) 短時間勤務制度 (新設)
- 2) 時差出勤制度 (新設)
- 3) 保存休暇制度

当社グループは今後も、ワークライフバランスの実現、育児・介護と仕事の両立支援、女性活躍及び様々な健康増進施策の取り組みなどを通じて、社員一人ひとりが働きやすく生き生きと輝いて働ける環境づくりへ積極的に取り組み、企業理念「お客様の暮らしのために。地域とともに、地球とともに。成長・発展し続けます。」の実現を目指します。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社 TOKAI ホールディングス 人事企画部
TEL : 054-273-4932